平成２２年（フ）第２１９２２号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目17―１―311
債務者　柳澤　　努
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９２３号
神奈川県川崎市川崎区田町１丁目３―19
債務者　戸谷　尚之
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９２９号
東京都日野市新町３丁目６―15　ドミトリー第２日野
債務者　齋藤　圭子（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９３３号
東京都足立区江北３丁目８―３―405
債務者　畔上　昌江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９３４号
東京都葛飾区新小岩２丁目５―12―301
債務者　川井　　享
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９３５号
千葉県茂原市高師406―８
債務者　高橋モーリンこと　タカハシ　モーリン　トレス
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９３６号
東京都江戸川区松島１丁目１―１―1401
債務者　藤代　桂子（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９３９号
東京都板橋区前野町４丁目36―１―806
債務者　八木　麻美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４１号
東京都品川区南品川２丁目17―35　宮川方202
債務者　鈴木　茂治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４２号
東京都港区海岸１丁目６―１―818
債務者　向井　憲繁
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４３号
東京都江戸川区宇喜田町1284　メゾンアーバンＡ205
債務者　高舘　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４５号
東京都江東区枝川１丁目５―１―208
債務者　小田ますみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９５０号
東京都町田市能ヶ谷７丁目21―17―103
債務者　小澤　桂一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９５１号
東京都調布市富士見町４丁目18―１―202
債務者　佐藤芙美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９５２号
東京都墨田区八広１丁目１―16―208
債務者　西川　由香
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９５３号
東京都練馬区土支田１丁目18―６
債務者　土肥　由香
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部